

意見の要旨と検討委員会の考え方（案）

意見の要旨と検討委員会の考え方(案)

項目	検討委員会の考え方				計	ページ
	中間報告に沿った意見	中間報告に沿うものの、最終報告で丁寧な説明が必要な意見	一般対策で対応済みであることを最終報告に記載し、県民に広く周知することが必要な意見	森林環境税の主旨になじまないため、対応すべきでないことを、今後、県民に対して理解を求めていく必要がある意見		
1 森林環境税の継続について	11	0	0	0	11	2
2 公益的機能の発揮に向けた施策について	44	7	19	35	105	3~12
(1) 制度関連	7	0	0	21	28	3~5
(2) 間伐・その他保育	25	7	0	14	46	5~9
(3) 松くい虫対策	5	0	0	0	5	9~10
(4) 竹林対策	7	0	10	0	17	10~11
(5) 獣害対策	0	0	9	0	9	11~12
3 森林を守り育てる気運の向上に向けた施策について	7	0	0	1	8	12
4 その他	0	8	0	1	9	13
計	62	15	19	37	133	

1 森林環境税の継続について

【中間報告に沿った意見 11件】

番号	意見の要旨	検討委員会の考え方（案）
1	森林環境税の継続を願う。	中間報告において、「森林を森林所有者だけの林業活動だけでは支えられない状態が続いており、県民の安全・安心な暮らしを支えるため、森林環境税を継続して、森林保全に向けた施策を実施していくことが適当」との方向性を示したところです。
2	多くの森林所有者から森林環境税を継続して欲しいと言われている。	同上
3	森林環境税は引き続き徴収すべき。	同上
4	森林環境税による事業の継続を希望する。	同上
5	今後も森林環境税を継続して、森林保護を行っていくべき。	同上
6	森林の整備を行うために、県民から税金を集めるのは良いことだと思う。継続して、森林整備に力を入れて欲しい。	同上
7	今後も継続的に森林保全整備に森林環境税を活用して頂き、10年間の活動を有意義なものして頂きたい。	同上
8	継続的に対象森林の手入れを行っていくことが必要。	同上
9	森林環境税は是非このまま続けて、できたら時限的でなく、恒久的に制度化していただきたい。	中間報告において、「森林を森林所有者だけの林業活動だけでは支えられない状態が続いており、県民の皆様の安全・安心な暮らしを支えるため、森林環境税を継続して、森林保全に向けた施策を実施していくことが適当」との方向性を示したところです。 なお、社会経済情勢の変化等を踏まえ、一定期間経過後に森林環境税の在り方について検討していくことが必要と考えます。
10	森林環境税を継続し、森林保全のため、長期的な取組が必要。	同上
11	森林環境税は山村地域での雇用創出に繋がっている。是非とも継続願う。	中間報告において、「森林を森林所有者だけの林業活動だけでは支えられない状態が続いており、県民の皆様の安全・安心な暮らしを支えるため、森林環境税を継続して、森林保全に向けた施策を実施していくことが適当」との方向性を示したところです。 また、荒廃森林再生事業の実施により、平成27年度までの8年間で延べ約27万人・日の雇用創出があったと試算しており、山村地域における雇用促進や活性化に寄与していると考えます。

2 公益的機能の発揮に向けた施策について

(1) 制度関連

【中間報告に沿った意見 7件】

番号	意見の要旨	検討委員会の考え方(案)
12	森林所有者に負担がない施策を今後 も実施して欲しい。	対象森林では、所有者の林業活動だけでは、森林の有する公益的機能を発揮できない状態にあるため、県民に広く公平に負担を求め、機能を発揮させる必要があると考えます。
13	森林経営計画対象地以外の森林整備 への補助を求める。	対象森林は、所有者の林業活動だけでは、森林の有する公益的機能が発揮できない森林となる見込みであるため、森林経営計画の対象地以外と考えます。
14	林業労働力の減少を防ぐため、人材 育成に取り組んで欲しい。	中間報告において、「公益的機能が発揮できる森林に誘導するため、間伐を実施できる人材の育成等に取り組む」との方向性を示したところです。
15	協定期間(20年)を短縮して欲しい。	これまで、間伐等の効果を担保するため、転用等の森林所有者の権利を制限する20年間の協定を締結し、事業が実施されていました。 しかし、協定期間が長すぎるとして、同意が得られにくいことが課題となっていました。 このため、中間報告において、事業効果を長期的に担保するため、対象森林を保安林に指定するとともに、主伐の制限、伐採木の保管・処分について、5年間の協定締結が必要との方向性を示したところです。
16	協定期間(20年)を短縮して欲しい。	同上
17	協定期間を緩和して欲しい。	同上
18	協定締結率向上のため、所有者との つながりが必要。	森林環境税を財源とした事業を推進するため、協定締結に向けた森林所有者への普及啓発は重要であると考えます。

【森林環境税の主旨になじまないため、対応すべきでないことを、今後、県民に対して理解を求めていく必要がある意見 21件】

番号	意見の要旨	検討委員会の考え方(案)
19	メニュー幅を広げ、植栽・鳥獣害・ 下刈にも活用できるようにして欲しい。	森林環境税事業は、県民に広く公平に負担を求めて、公益的機能を発揮させる施策を実施するため、効果的・効率的に事業を実施していく必要があります。 なお、植栽、鳥獣害、下刈に対する支援については、造林補助事業等で取り組まれていると考えます。
20	間伐に対する助成を実施すべき。	森林環境税事業は、県民に広く公平に負担を求めて、公益的機能を発揮させる施策を実施するため、効果的・効率的に事業を実施していく必要があります。 なお、間伐に対する支援については、造林補助事業等で取り組まれていると考えます。

21	小規模森林所有者への直接支援が必要。	森林環境税事業は、県民に広く公平に負担を求めて、公益的機能を発揮させる施策を実施するため、効果的・効率的に事業を実施していく必要があります。 なお、小規模森林所有者に対する支援については、造林補助事業等で取り組まれていると考えます。
22	下刈り5年間の補助事業後の育林刈りを実施して欲しい。	森林環境税事業は、県民に広く公平に負担を求めて、公益的機能を発揮させる施策を実施するため、効果的・効率的に事業を実施していく必要があります。 なお、2齢級までの下刈りであれば、必要に応じて造林補助事業で取り組むことができると考えます。
23	下刈り5年間の補助事業後の育林刈りを実施して欲しい。	同上
24	下刈り補助事業5年間完了後の事業の継続を希望する。	同上
25	林業従事者の雇用を確保するための事業費上乗せを実施して欲しい。	森林環境税事業は、県民に広く公平に負担を求めて、公益的機能を発揮させる施策を実施するため、効果的・効率的に事業を実施していく必要があります。 なお、林業従事者の雇用に対する支援については、「緑の雇用」事業等で取り組まれていると考えます。
26	造林補助金の上乗せをして欲しい。 (シカ防護柵、再造林)	森林環境税事業は、県民に広く公平に負担を求めて、公益的機能を発揮させる施策を実施するため、効果的・効率的に事業を実施していく必要があります。 なお、再造林や鳥獣害防止施設への上乗せ補助については、県単造林事業で取り組まれていると考えます。
27	造林補助事業への上乗せ補助を実施して欲しい。	同上
28	「市町村提案型の公益的機能の発揮に向けた施策を行う」を施策に追加すべき。	森林環境税事業は、県民に広く公平に負担を求めて、公益的機能を発揮させる施策を実施するため、効果的・効率的に事業を実施していく必要があります。
29	搬出できる箇所は搬出し、森林所有者に少しでも還元することが必要。そうすることにより、森林所有者に関心を持ってもらい、積極的な森林整備や施業委託を促すのも方策。	同上
30	森林所有者への利益の還元を希望する。	同上
31	伐採木の売上を森林所有者へ還元できるような制度を追加すべき。	同上
32	「林業経営」が現在の情勢下で成り立つための施策について、総合的に捉えた上で、環境税を活用した新たな森林機能保全に向けた取組を希望する。	森林環境税事業は、県民に広く公平に負担を求めて、公益的機能を発揮させる施策を実施するため、効果的・効率的に事業を実施していく必要があります。 なお、林業経営を支援する取組については、主伐材流通促進事業等で取り組まれていると考えます。
33	持続可能な森林経営が実現できる支援策等を検討してもらいたい。	同上

34	地域ごとに大型移動式のチップパーを貸与する等、検討願いたい。	森林環境税事業は、県民に広く公平に負担を求めて、公益的機能を発揮させる施策を実施するため、効果的・効率的に事業を実施していく必要があります。 なお、大型移動式チップパーの導入に対する支援であれば、森林・林業再生基盤づくり交付金で取り組むことができると考えます。
35	木材の活用に取り組むべき。具体的には、川下の加工業者・流通業者・設計者・工務店などにも何かしらの補助を行ってほしい。	森林環境税事業は、県民に広く公平に負担を求めて、公益的機能を発揮させる施策を実施するため、効果的・効率的に事業を実施していく必要があります。 なお、川下の加工業者等に対する支援については、森林・林業再生基盤づくり交付金等で取り組まれていると考えます。
36	森林環境税を使い「荒廃森林の再生を行う」対象森林をあまり絞り込むことは得策ではない。 荒廃状況や土砂の流出状況、緊急性などに応じて、多様な対策が行えるようにしてほしい。	森林環境税事業は、県民に広く公平に負担を求めて、公益的機能を発揮させる施策を実施するため、効果的・効率的に事業を実施していく必要があります。 対象となる森林については、下草や表土流出の状況等により決定していく必要があると考えます。
37	規制を緩和して、より多くの森林整備等をして欲しい。	森林環境税事業は、県民に広く公平に負担を求めて、公益的機能を発揮させる施策を実施するため、効果的・効率的に事業を実施していく必要があります。 対象となる森林については、下草や表土流出の状況等により決定していく必要があると考えます。
38	里山広葉樹の再生を追加すべき。	里山を含め、林業経営が困難な人工林で、今後公益的機能を発揮できなくなる恐れのある森林すべてを対象とすることが重要と考えます。
39	対象森林を市有林にも拡充して欲しい。	公有林の管理が既に公的負担により行われているものと考えます。

(2) 間伐・その他の保育

【中間報告に沿った意見 25件】

番号	意見の要旨	検討委員会の考え方(案)
40	私有林を県民からの税金で手入れする以上、効果が目に見えて分かるぐらいでないといけないので、強度間伐を実施することは良いことだと思う。	中間報告において、「強度間伐を実施し、公益的機能が発揮できる森林へ誘導する」との方向性を示したところです。
41	「荒廃森林再生事業及び松くい虫被害対策強化事業」は今後も継続すべき。	荒廃森林再生事業については、中間報告において、「公益的機能の発揮に向けた施策」を実施するとの方向性を示したところです。 また、松くい虫被害対策強化事業については、中間報告において、「駆除対策だけでなく予防対策への支援も強化し、松くい虫被害を沈静化」するとの方向性を示したところです。
42	今後新たに荒廃する恐れのある森林の整備は必要だと思うが、現に荒廃している森林の整備が優先ではないか。 荒廃森林再生事業の継続は、このために必要。	現在の荒廃森林については、平成20年度から28年度までの9年間に、約24,000haの荒廃森林を整備し、目標の29年度までに所有者自らが間伐するものを含め、概ね再生される見込みですが、森林所有者や境界が不明なことにより、平成29年度までの事業実施が困難となっている荒廃森林が一部残ります。 このため、全ての荒廃森林の再生が必要との方向性を示したところです。

43	強度間伐については賛成だが、災害の拡大の未然防止や材の有効利用を図るため、可能な範囲で搬出を行うことを検討して欲しい。	強度間伐は、森林所有者が将来にわたって管理を行うことが困難と見込まれるため、公益的機能を長期的に発揮させる取組として実施するものです。 ただし、一律に間伐率を設定するのではなく、災害を誘発しないよう、現地に応じて、適切な間伐率を決定する必要があると考えます。 また、林地に陽光をあてるため、必要に応じて伐採した木材を搬出する必要があると考えます。
44	70年生まで概ね20年に1度の間伐を繰り返す方法は大変良い方法であり、人材育成についても、早急に行って欲しい。	中間報告において、「間伐を繰り返し、公益的機能が発揮できる森林へ誘導するために、70年生まで概ね20年に1度、間伐を実施できる人材の育成に取り組む」との方向性を示したところです。
45	70年生まで概ね20年に1度の間伐を繰り返す方法は大変望ましいと思う。	同上
46	福岡市内において、現在の荒廃森林再生事業の内容を継続して欲しい。	現在の荒廃森林については、平成20年度から28年度までの9年間に、約24,000haの荒廃森林を整備し、目標の29年度までに所有者自らが間伐するものを含め、概ね再生される見込みですが、森林所有者や境界が不明なことにより、平成29年度までの事業実施が困難となっている荒廃森林が一部残ります。 このため、全ての荒廃森林の再生が必要との方向性を示したところです。 なお、次期対策の内容については、福岡市内だけでなく、県全域での取組が必要と考えます。
47	過去に荒廃森林再生事業で間伐された森林は間伐が不足しているように感じた。 もう少し間伐率を上げた方が良いのではないか。	中間報告において、「強度間伐を実施し、公益的機能が発揮できる森林へ誘導する」との方向性を示したところです。
48	繰り返し間伐を行うことは必要と考える。	同上
49	強度間伐とは具体的にどのようなものなのか。	強度間伐とは、より少ない間伐回数で、公益的機能を長期的に発揮させるため、間伐率を通常より高く設定する間伐のことです。
50	なぜ強度間伐を行う必要があるのか。	強度間伐は、森林所有者が将来にわたって管理を行うことが困難と見込まれるため、公益的機能を長期的に発揮させる取組として実施するものです。
51	強度間伐の間伐率は、現場に応じた間伐率を希望する。	強度間伐は、森林所有者が将来にわたって管理を行うことが困難と見込まれるため、公益的機能を長期的に発揮させる取組として実施するものです。 ただし、一律に間伐率を設定するのではなく、災害を誘発しないよう、現地に応じて、適切な間伐率を決定する必要があると考えます。
52	一概に強度間伐でなく、複数の間伐率で間伐を実施して欲しい。	同上
53	森林の状況により、適切な間伐率があり、何を根拠に強度間伐を実施するのか分からない。	同上
54	強度間伐の間伐率について、下限を20～25%程度にするべきだと思う。	同上

55	強度間伐を行う前、もしくは同時に境界を明確にする必要があると思う。森林環境税を境界を明確化する費用に充ててもよいのではないか。	強度間伐は、施業区域の境界を明確にした上で実施する必要があると考えます。このため、次期対策でも事業対象地を特定する現地調査の実施が必要と考えます。
56	森林整備を進めていくために、境界を特定するための実行性のある制度を希望する。	同上
57	H30～H39の間で施業要件（概ね15年以上間伐を実施していない山林）を満たしていない山林でも、公益的機能の発揮の観点から可能であれば、対象として欲しい。	森林環境税事業は、県民に広く公平に負担を求めて、公益的機能を発揮させる施策を実施するため、効果的・効率的に事業を実施していく必要があります。対象となる森林については、下草や表土流出の状況等により決定していく必要があると考えます。
58	林業経営が困難な森林については、公有林化を図り、公益的機能を長期的に発揮する針広混交林へ誘導する必要があるのではないか。	森林環境税事業は、県民に広く公平に負担を求めて、公益的機能を発揮させる施策を実施するため、効果的・効率的に事業を実施していく必要があります。このため、強度間伐や人材育成等の施策を示したところですが、市町村の管理が必要な森林に限って公有林化が必要と考えます。
59	大型トラックが走行できる作業道作設のメニューを作って欲しい。	作業道については、現行の荒廃森林再生事業で、間伐等の森林整備を行うためのアクセス道として、必要に応じて開設されており、次期対策でも必要になると考えます。
60	森林作業道のメニューは継続して欲しい。	同上
61	作業道補修維持管理対策事業を実施して欲しい。	強度間伐は、森林所有者が将来にわたって管理を行うことが困難と見込まれるため、公益的機能を長期的に発揮させる取組として実施するものです。その強度間伐により発生した間伐材については、必要に応じて搬出する必要があり、そのための作業道作設は補修も含め、必要と考えます。
62	道がない森林については、作業道の設置が必要であり、その設置費、管理費等にも助成できる制度であって欲しい。	同上
63	森林組合作業班の高齢化が進んでいるため、人材育成に取り組んで欲しい。	中間報告において、「公益的機能が発揮できる森林に誘導するため、間伐を実施できる人材の育成等に取り組む」との方向性を示したところ。具体的には、対象森林で将来にわたって森林の公益的機能が発揮できるよう、伐採・搬出・出荷までの一連の作業を自ら行う「自伐林家」を育成し、間伐を繰り返すことで、新たな荒廃森林を発生させないことが必要と考えます。なお、林業従事者の雇用に対する支援については、「緑の雇用」事業等で取り組まれていると考えます。
64	人材育成については、伐採・搬出を行う専門的林業労働力の確保対策をお願いしたい。	同上

【中間報告に沿うものの、最終報告で丁寧な説明が必要な意見 7件】

番号	意見の要旨	検討委員会の考え方(案)
65	強度間伐はどの程度の間伐率を想定しているのか。	強度間伐の間伐率は、一律ではなく、災害を誘発しないよう、現地に応じて適切に設定する必要があると考えます。
66	切り捨て間伐を行うのであれば、間伐した材を山に放置することになり、大雨等の異常気象の時、土木流等の災害の要因になるのではないのか。	間伐材は、その林地にあった立木を伐採したものです。流木被害は、間伐材だけが流出したというのではなく、異常気象等に伴って、土砂とその上にある立木が流出し、その際に間伐材があれば、一緒に流れ出たものです。このため、切り捨て間伐が被害を拡大させたということはないと考えます。
67	「既に荒廃した森林は、平成29年度までに概ね再生される見込み」とあるが、本当に再生されたのか。	平成20年度から28年度までの9年間に、約24,000haの荒廃森林を整備し、目標の29年度までに所有者自らが間伐するものを含め、概ね再生される見込みです。
68	「70年生まで概ね20年に1度、間伐を実施できる人材の育成」とは、具体的にどのようなものを考えているのか、分からない。	対象森林で将来にわたって森林の公益的機能が発揮できるよう、伐採・搬出・出荷までの一連の作業を自ら行う「自伐林家」を育成し、間伐を繰り返すことで、新たな荒廃森林を発生させないことが必要と考えます。
69	70年生まで概ね20年に1度、具体的に何をするのか。	同上
70	間伐を実施できる人材育成のために、具体的に何を行うのか。	同上
71	自伐林家を養成しないのか。	同上

【森林環境税の主旨になじまないため、対応すべきでないことを、今後、県民に対して理解を求めていく必要がある意見 14件】

番号	意見の要旨	検討委員会の考え方(案)
72	強度間伐について、森林所有者にメリットがないため、理解が得られるとは考えにくい。	強度間伐は、森林所有者が将来にわたって管理を行うことが困難と見込まれるため、公益的機能を長期的に発揮させる取組として実施するものです。
73	強度間伐ではなく、通常間伐を繰り返し行った方が良いのではないのか。	同上
74	強度間伐により、林地攪乱が生じ、災害に弱い森林になってしまうのではないのか。	強度間伐は、森林所有者が将来にわたって管理を行うことが困難と見込まれるため、公益的機能を長期的に発揮させる取組として実施するものです。 ただし、一律に間伐率を設定するのではなく、災害を誘発しないよう、現地に応じて、適切な間伐率を決定する必要があると考えます。
75	強度間伐は風災の影響を受けやすいので、薦めたくない。	同上
76	強度間伐実施後に保安林となることについて、森林所有者の理解が得られるか疑問。	強度間伐は、森林所有者が将来にわたって管理を行うことが困難と見込まれるため、公益的機能を長期的に発揮させる取組として実施するものであり、その事業効果を長期的に担保するために保安林に指定することが必要と考えます。

77	強度間伐実施後に、対象地を保安林に指定することが可能なのか、疑問を感じる。 (境界不明瞭や登記面積との相違等)	強度間伐は、施業区域の境界を明確にした上で実施するため、保安林指定ができなくなることはないと考えます。
78	荒廃森林再生事業で一度間伐を実施した森林も、再度間伐を行うべき。	荒廃森林再生事業で既に間伐を実施した森林については、間伐後概ね20年間は公益的機能を発揮するため、今後10年間では、森林環境税を財源とした施策の対象にならないと考えます。
79	間伐材の有効活用、間伐材を放置することによる土砂災害時の被害拡大防止のための間伐材の搬出も事業対象として欲しい。	森林環境税事業は、県民に広く公平に負担を求めて、公益的機能を発揮させる施策を実施するため、効果的・効率的に事業を実施していく必要があります。
80	間伐材の有効活用を図るべき。	同上
81	木質バイオマス利用材として、未利用材の搬出をお願いしたい。	同上
82	木材利用が可能な森林については、搬出、持ち出し、利用の義務化が必要。	同上
83	荒廃森林をなくすためには、林業を活性化させる必要がある。 木質バイオマス発電を推奨するような補助等を行って欲しい。	同上
84	材の価値を高めるため、高枝打ちを実施して欲しい。	同上
85	森林の管理は、一時的に間伐を実行すれば公益的機能が継続するものではない。 主伐後の地拵え・植栽・下刈りに対して手厚い助成をお願いしたい。	森林環境税事業は、県民に広く公平に負担を求めて、公益的機能を発揮させる施策を実施するため、効果的・効率的に事業を実施していく必要があります。 このため、「長期的に機能が発揮できる強度間伐による自然林への誘導や、間伐を繰り返す人材の育成等が必要」との方向性を示したところです。 なお、地拵え、植栽、下刈りに対する支援については、造林補助事業等で取り組まれていると考えます。

(3) 松くい虫対策

【中間報告に沿った意見 5件】

番号	意見の要旨	検討委員会の考え方(案)
86	松くい虫駆除及び予防対策は重要な施策であると思う。	松くい虫対策については、これまでの駆除対策(被害木を伐倒し、破碎・焼却等)に加え、次期対策では、予防対策(健全なマツの樹体内での線虫の増殖を防ぐための、薬剤の樹幹注入や、薬剤散布等)に対する支援強化も必要と考えます。
87	駆除対策と予防対策とは、具体的に何をするのか。	同上
88	松くい虫対策は重要であるため、本事業で採択して欲しい。	同上

89	海岸のマツ林については、国有、民有や市町村を区別しない、県内一体化した予防・駆除作業を徹底して継続すべき。	松くい虫対策については、これまでの駆除対策（被害木を伐倒し、破碎・焼却等）に加え、次期対策では、予防対策（健全なマツの樹体内での線虫の増殖を防ぐための、薬剤の樹幹注入や、薬剤散布等）に対する支援強化も必要と考えます。 なお、国有林と民有林の情報共有や連携については、継続した取組が必要と考えます。
90	海岸防風林の松くい虫対策について、下草刈りや腐葉土の除去が必要ではないか。	松くい虫対策については、これまでの駆除対策（被害木を伐倒し、破碎・焼却等）に加え、次期対策では、予防対策（健全なマツの樹体内での線虫の増殖を防ぐための、薬剤の樹幹注入や、薬剤散布等）に対する支援強化が必要と考えます。 なお、定期的な管理となる下草刈りや腐葉土の除去等については、現在の公募事業で対応しており、次期対策でも引き続き実施することが必要と考えます。

(4) 竹林対策

【中間報告に沿った意見 7件】

番号	意見の要旨	検討委員会の考え方（案）
91	侵入竹対策のことが検討されていない。	竹林対策については、造林補助事業や森林・山村多面的機能発揮対策交付金等で取り組まれていると考えます。 なお、荒廃森林に侵入した竹の除去については、現行の荒廃森林再生事業でも実施しており、引き続き行う必要があるのではないかと考えます。
92	侵入竹対策などの放置竹林対策が必要である。	同上
93	侵入竹林の対策に関しては具体的な施策が示されていない。	同上
94	竹の侵入に対する施策も必要であると考えます。	同上
95	侵入竹の除去と竹林整備を実施して欲しい。	同上
96	侵入竹の除去を実施して欲しい。	同上
97	除竹も補助事業の対象として欲しい。	同上

【一般対策で対応済みであることを最終報告に記載し、県民に広く周知することが必要な意見 10件】

番号	意見の要旨	検討委員会の考え方（案）
98	「林業経営が困難な人工林」だけを、森林の荒廃とするのではなく、「不整備竹林及び森林を駆逐している竹林」も森林の荒廃として記載すべき。	中間報告では、荒廃を招いた全ての要因を記載することは困難なため、「林業経営が困難な人工林」のみの記載としています。 なお、竹林対策については、造林補助事業や森林・山村多面的機能発揮対策交付金等で取り組まれていると考えます。

99	「不整備竹林及び竹林化した森林を 公益的機能の発揮できる森林に誘導」 を施策に追加すべき。	竹林対策については、造林補助事業や森林・山村多面的 機能発揮対策交付金等で取り組まれていると考えます。 なお、荒廃森林に侵入した竹の除去については、現行の 荒廃森林再生事業でも実施しており、引き続き行う必要が あると考えます。
100	スギやヒノキの森林だけでなく、竹 林なども対象にすべき。	同上
101	放置竹林対策が入っていないのは納 得できない。	同上
102	放置竹林対策についての記載がな い。	竹林対策については、造林補助事業や森林・山村多面的 機能発揮対策交付金等で取り組まれていると考えます。 なお、荒廃森林に侵入した竹の除去については、現行の 荒廃森林再生事業でも実施しており、引き続き行う必要が あると考えます。
103	竹林及び侵入竹の整備についてのメ ニューの充実が必要。	同上
104	侵入竹対策の強化を求める。	同上
105	侵入竹の伐採に加えて、その周辺に 位置する放置竹林の伐採（竹転）事業 を施策に加えてもらいたい。	同上
106	森林機能の回復と県民の意識向上を 図る材料として、竹林を整備し、筍の 収穫や樹種の転換等を進めるべき。	同上
107	竹林を伐採し、樹種転換を行うこと が必要。優良広葉樹への誘導を検討し て欲しい。	同上

(5) 獣害対策

【一般対策で対応済みであることを最終報告に記載し、県民に広く周知することが必要な意見 9件】

番号	意見の要旨	検討委員会の考え方（案）
108	「林業経営が困難な人工林」だけを、 森林の荒廃とするのではなく、「シカ による森林の荒廃」も森林の荒廃とし て記載すべき。	中間報告では、荒廃を招いた全ての要因を記載すること は困難なため、「林業経営が困難な人工林」のみの記載と しています。 なお、シカを含めた獣害対策については、県が策定した 「福岡県特定鳥獣（シカ）管理計画」に基づき、鳥獣被害 防止総合対策交付金等が活用され、取り組まれていると考 えます。
109	鳥獣害対策の強化を求める。	シカを含めた獣害対策については、県が策定した「福岡 県特定鳥獣（シカ）管理計画」に基づき、鳥獣被害防止総 合対策交付金等が活用され、取り組まれていると考えま す。
110	シカ対策について記述がない。	同上
111	獣害対策（シカ対策）を本事業で支 援または採択して欲しい。	同上
112	シカの被害が大きいので、対策を望 む。	同上

113	シカの食害対策のネット設置は行うのか。	シカを含めた獣害対策については、県が策定した「福岡県特定鳥獣（シカ）管理計画」に基づき、鳥獣被害防止総合対策交付金等が活用され、取り組まれていると考えます。
114	シカ被害対策が必要である。	同上
115	鳥獣害防護柵維持管理対策事業を実施して欲しい。	同上
116	「シカの食害対策としてのモデル地区を作り、シカの頭数管理の実証実験をする」を施策に追加すべき。	同上

3 森林を守り育てる気運の向上に向けた施策について

【中間報告に沿った意見 7件】

番号	意見の要旨	検討委員会の考え方（案）
117	将来の担い手を対象とした森林環境教育や、教職者に対する森林教育研修を強化することには大いに賛成する。	中間報告において、「森林の重要性の普及啓発に向け、森林環境教育、安全講習会等、様々な機会・媒体を通じた情報発信を強化する施策を実施していくことが適当」との方向性を示したところです。
118	小学校の環境教育は今後とも続けて欲しいと思う。	同上
119	森林インストラクター等の人材育成に活用して欲しい。	現行の森林環境教育や森林教育研修などの情報発信事業では、積極的に森林インストラクターを活用しており、そのことが森林インストラクターの人材育成につながっていると考えます。 このため、次期対策においても、引き続き、森林インストラクターを活用していく必要があると考えます。
120	森林の重要性のみを普及啓発の柱とするのではなく、歴史や文化、スポーツや競技（伐倒等）を一体とした発信を行うべき。	森林環境税事業は、県民に広く公平に負担を求めて、公益的機能を発揮させる施策を実施しているものであるため、歴史や文化等を含めた、森林の重要性を発信することが必要と考えます。
121	森林環境教育の講師派遣件数が少なすぎる。もっと子どもたちが学べる機会の増加が望まれる。	中間報告において、「森林の重要性の普及啓発に向け、森林環境教育、安全講習会等、様々な機会・媒体を通じた情報発信を強化する施策を実施していくことが適当」との方向性を示したところです。
122	森林環境教育の活動内容を充実させて、より多くの学校へ広めていくことが重要（1時限の出前講座等の活動内容を増やす）。	同上
123	森林環境税を知らない人が多いため、払う側がどういったことに使われているかを理解できるよう、周知する必要がある。	森林環境税については、県ホームページを通して、県民に広く公開していく予定にしております。 今後も、様々な機会・媒体を通して、県民に森林の重要性や森林環境税の用途について、情報発信する必要があると考えます。

【森林環境税の主旨になじまないため、対応すべきでないことを、今後、県民に対して理解を求めていく必要がある意見 1件】

番号	意見の要旨	検討委員会の考え方（案）
124	森林づくりボランティアの参加については、森林・山村多面的事業等と融合させることが必要。	森林・山村多面的機能発揮対策は、森林を県民共有の財産として守り育てる気運の向上を主たる目的としたものではないため、森林づくり活動公募事業との融合は困難と考えます。

4 その他

【中間報告に沿うものの、最終報告で丁寧な説明が必要な意見 8件】

番号	意見の要旨	検討委員会の考え方（案）
125	少数意見や反対意見も含め、詳細を広く県民に知らせて欲しい。	意見の募集結果については、県民に広く公開する必要があります。
126	中間報告の資料3-1について、主事業だけを記載するのではなく、詳細な事業内容（森林整備面積、間伐・枝打ち・除伐等の内訳及び利用間伐の材積）を記載すべき。	間伐以外の事業についても、内訳が分かるように記載します。
127	これまで行ってきた荒廃森林再生事業の実施状況を記載すべき。	同上
128	中間報告の資料3-2の実施例【概要】に実施年度を記載すべき。 併せて、ドローンや衛星写真等の映像を入れるべき。	ドローンや衛星写真等の画像を入れるのは困難ですが、実施年度は記載します。
129	荒廃森林再生事業のメニューの中の「公的取得」について、どのような山を取得しているのか、記載した方がよい。	事業内容の全てを報告書に記載することは困難ですが、最終報告ではより丁寧な記載が必要と考えます。
130	中間報告P.15の下層植生の変化の図は、説得力があるので、もっと強調すべき。	説明を補足します。
131	中間報告P.28に「自然林は人工林を【人為的】に天然林に導こうとする森林」との記載があるが、意味がよく分からない。	「自然林」とは、「皆伐後の天然更新や、強度間伐後の針広混交林化等により、人為による管理をほとんど必要とせず、公益的機能を発揮する森林」との考え方です。
132	「天然林は、人為による管理を行わないでも、公益的機能を発揮する」とは本当か。	「天然林」とは、人手が加わらない森林で、天然の力によって成立した森林で、人為による管理を行わなくても公益的機能を発揮すると考えます。

【森林環境税の主旨になじまないため、対応すべきでないことを、今後、県民に対して理解を求めていく必要がある意見 1件】

番号	意見の要旨	検討委員会の考え方（案）
133	これまで行政により山中に建設されたコンクリート建造物が引き起こす災害の調査を行うなど、改善に向けた取組をお願いしたい。	森林環境税事業は、県民に広く公平に負担を求めて、公益的機能を発揮させる施策を実施するため効果的・効率的に事業を実施していく必要があります。 このため、コンクリート建造物の調査等を行うことは困難であると考えます。 なお、行政により山中に建設された建造物については、実施主体により適切に維持管理されていると考えます。